

徳山下松港新南陽広域最終処分場 処分料金表

産業廃棄物の種類	処分費 (円/トン)	消費税 (10%)	処分料金 (消費税込 円/トン)
(1) 燃え殻	14,000	1,400	15,400
(2) 汚泥	14,000	1,400	15,400
(3) 廃プラスチック類	30,000	3,000	33,000
(4) ゴムくず	22,000	2,200	24,200
(5) 金属くず	13,000	1,300	14,300
(6) ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず	13,000	1,300	14,300
(7) がれき類	10,000	1,000	11,000
(8) 鉱さい	13,000	1,300	14,300
(9) ばいじん	14,000	1,400	15,400
(10) 13号廃棄物	14,000	1,400	15,400
(11) 管理型混合廃棄物	14,000	1,400	15,400

注1：消費税については、請求時の税率を適用する。

注2：上記処分料金のほか、1トン当たり1,000円の産業廃棄物税を徴収する。

注3：産業廃棄物の処分料金請求額算出式

種別毎に算出し合算する。

$$\text{請求額} = \left[\frac{\text{処分料金}}{\text{(消費税込 円/トン)}} \times \frac{\text{処分量}}{\text{(トン)}} \right] + \text{産業廃棄物税} \left[\frac{1,000 \text{ 円}}{\text{(円/トン)}} \times \frac{\text{処分量}}{\text{(トン)}} \right]$$